

| | |
|------|---|
| 高齢者 | <p><介護施設・介護サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設が足りない。 ● 介護施設と幼稚園などの子どもの施設を近いところに建てるのがよい。 ● 施設に入りたくなく、自宅でいつまでも住みたい人がいる。 ● 老老介護で、一人が亡くなった場合、残された者が認知症であれば、手続きなどができない。 ● 施設に入所するとまかせっきり。または、事細かく言ってくるかのどちらか。 ● 介護保険で対応できないことを言ってくる。 ● 施設へ来るまでに、その方が地域の中でどう関わっていたかによって、自治会や民生委員への情報を提供することがある。逆に、誰にも言わないでほしいと言われる方もいる。 <p><施設としての今後の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設職員等が地域に出向き、在宅高齢者を訪問する。 ● 災害時に福祉避難所を開設する。 ● 育児休暇等の職員に対して、協働で子どもの預かりの場を提供。 ● 地域の防災訓練に参加する。 <p><市・社会福祉協議会への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターのワーカーを増やす。 ● サービス料の低額化。 ● 既存サービスを見直し、新しいサービス開発への取り組み。 ● 空き家、ゴミ屋敷への対応。 ● 縦割りでなく、横のつながり。 ● 認知症高齢者が増えている。認知症予防策を講じてほしい。 |
| 障がい者 | <p><障がい者への理解促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のことを理解していない。 ● 障がい者は自分を表現するのは消極的。友だちはいっぱいいるし、努力はすごくする。あいさつがよくできる。 ● 一人で生活したい、人との関わりがわずらわしい。しかし、人との交流を求めている。 ● 障がいの内容をわかりやすく書いた説明書を作ってほしい。 <p><地域での支援の難しさ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者であるかどうかの区別がつかない。障害の種別がわからず、接し方がわからない。 ● 地域は障がい者にどう対応すればよいかわからない。 ● 引きこもっている障がい者に、どのように接したらいいかわからない。近所の人にも関わりを持たせてくれない。 ● 障がい者の子どもを持つ親は隠したがる。特に近所には知られたくない様子だ。 |

| | |
|-------------|--|
| <p>障がい者</p> | <p><必要な支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者に積極的に声かけする必要がある。 ● ひとり暮らしの障がい者の生活、見守りが必要。 ● 障がい者も人間的な暮らしができるような経済的支援を。 ● 知的障がい者が仕事をもっているが、仕事が休みの時の行き場がない、話し相手もない。 ● 車いすで行動するには、道が整備されていない。バリアフリーの町づくりが重要。 <p><地域生活への移行について></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分で問題を解決していくのは難しく、地域生活にもどるのは難しい。 ● 施設から地域に移行した際に、地域の中で支援をするしくみが、まだ十分にできていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行した後の孤立が心配。地域のつながりが強い地域に戻るのがいいが、そういった地域ばかりではない。 ・ 地域に戻った際に、家族が支えてくれるのか、逆に、また虐待されるのか。施設以外で支えてくれる人をどう見つけていくかが課題。 ・ 地域に出た際には、誰かの関わりが必要。理解がある人の関わりが必要になってくる。 ・ 地域で生活していくなかで、障がい者のひきこもりによる、孤立が一番心配。 ● 利用者へ地域生活体験を呼びかけるが、希望者がなかなかいない。 ● 地域における支援のしくみも大事だが、支援の担い手が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者関係なく支援が必要な方へ支援ができる地域づくりが必要。 ● 生活の場が不足。 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームが不足。 ・ グループホームでも、高齢者・障がい者でわけるのはではなく誰もが生活できる場として、空き家、アパート、公営住宅を活用した場があればいい。 ● 障がいを持っていても、地域の集まりに参加していれば、地域も受け入れてくれる。孤立を防ぐ。 ● 就労先の確保・開拓が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職したくても、利用者の行動範囲に限られる。移動は自転車で、車は運転できない。 ・ 障がい者の就職情報。 ・ 他の施設との就労先についての情報共有。 ・ 障がい者雇用のメリットを訴え、雇用拡大につなげる。 ・ 何かあった時に、雇用者に対する施設としてバックアップ体制により、雇用者も安心できる。 ● 施設生活の時から、地域の民生委員との関係づくりが大切。それにより、地域生活へ移行後も関係が継続できる。 |
|-------------|--|

| | |
|------|---|
| 障がい者 | <p><施設・サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者施設はたくさんあるが、ひきこもり、障がい者の施設は、まだまだ足りない。 |
|------|---|

◆当事者の主な意見（地域福祉に関連する意見のみ）

| 分野 | 意見 |
|-------|--|
| ひきこもり | <p><困りごと></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもりは人によりパターンが色々で、普通の人よりも考え方や感じ方が違うため説明しづらい。 ● 当事者は自分と同じような方を探し、共感したいと思っている人が多いので、他のひきこもりの方に対して、自分とは違った話であれば、違和感を受け攻撃的になることもある。 ● 社会の人が考えている「ひきこもり」のイメージがバラバラである。ひきこもりの方への理解がほしい。親や周囲の理解が重要である。 ● テレビなどで放映される事件により世間の目が気になる。普通のことを普通にできなくなっている。近所の方の理解が得られず、活動がしづらくなっている現状がある。 ● 「ひきこもり」のイメージがネガティブなので、当事者一人ではなかなかできない。支援者などつながっていかないといけない。 ● ひきこもり当事者の中には自分たちで社会の中に入って行こうとしているが、支援者側が障がい者支援の枠にはめ込んでいこうとする。障がい者手帳所持者であればお金が稼げるが、ひきこもりはなかなか仕事が就きにくい。 ● 何か支援をするにしても、当事者が抜けて考えられているため、様々な団体やチームが取り合いをしている状況になる。 ● 飲み会などの普通のことをやりたいが、親などの制限がある。家族や周囲が不安に思いすぎている。 ● 支援員の中には当事者の事を分かっていない方もいる。技法ばかりで当事者の本当の気持ちが分からない。 ● 家族に自分のことを理解してもらえないことがつらい。 <p><行政への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもりの居場所がほしい。部屋が複数ある方がよい。県内には高松市にしかない。ひきこもりの居場所づくりには当事者の意見を反映してほしい。 ● 三豊市では空き家バンクなどがあり、このような事業を居場所に活用できないかと思う。 ● 行政が設置する居場所は、当事者にとっては「されている」感があり、居づらい。 ● イベントをやりたいが、当事者みんなでするには回数が少なく、自分たちでやりたい事の制限がかかる。 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>ひきこもり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり当事者が活動をしようとしても、なかなか助成金などのお金が下りない。実績がなかったり、若者がやろうとしていることにお金をおろしてもらいたい。 ● 働き方が固定しているので、当事者が働きやすいように段階的に働けるキャリアプログラムなどがあれば、少しずつ段階的に上がって行ける。 ● 行政の中にサポーター養成を修了した人や社会福祉協議会に専門員（精神保健福祉士）などがいる必要がある。 ● 市をまたいだ相談ができればいい。 <p><対応上、大切なこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問することが大切だが、訪問してほしい人もあれば、嫌な人もいる。 ● 拒否している人は自分のきっかけとなるものを探している。時間がかかることを覚悟する必要がある。 ● 初めてやることが本人にとっては壁がかなり厚い。一緒にやってくれる人がいればいい。 ● 成功体験が少ないため、一度ルールから外れるとダメになってしまう。困ったことがあれば電話をかけてきてくださいと言われてもかけられない。 ● 当事者へのアプローチとして、訪問と居場所がセットでないと進みにくい。居場所を本人の役割のある場とすることが大切。 ● 人間対人間なので、気を使っているのが分かる。困っている人はすぐにわかる。本当にその人の事を考えて、素でやることが大切。また、ひきこもりパターンも色々なので、人により会う合わないがある。 ● 家族に対してきちんと言うことが大切。親が変われば、子どもも変わる。早い段階で見つけ、家族の芽を摘むことが大切。 ● 講演会等、ひきこもり経験者の話を聞ける機会を増やす。 ● 家族内での理解者が一番必要。家族は保身があり、自分のせいで引きこもったと思われたくない。決めつけ感がきつい。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内にはびあサポーターが3名いるが、経験者であるが自分が訪問された経験がないため、どうしていいかわからない部分もある。 ● ひきこもりサポーターのノウハウがない。 |
| <p>障がい者 (団体として)</p> | <p><困りごと></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会員が亡くなられて会員数が減少するばかり、新規加入者がいない。会員数を増やそうと思っても、個人情報の壁があり、わからない。どこに問い合わせればよいのか。 ● 重度の避難困難者の情報を民生委員やコミュニティと共有している。ただし、各地区、コミュニティによって取り組みに違いがあり、共有できている地区は少ない。 ● 車いすでの移動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の車両で車いすの方が移動する時は、介助者が横に座っていないといけなかったと言われたが、丸亀市だけルールが厳しいのか。車いすをた |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>障がい者 (団体として)</p> | <p>たんで座るなど、介助者の負担が大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域との関わり <ul style="list-style-type: none"> ・身障の会員が、コミュニティ等の部会に誰も入っていない。 ・自分から積極的に出て行けない。まわりに理解してもらおう努力が必要。 ・困っていること等を地域に伝えられない。 ・地域も障がい者について関心が低いのではないか。 ・情報が伝わりにくい、安心キットすらしていない。 <p><当事者団体としての今後の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関して、民生委員、コミュニティ、社会福祉協議会、市と連携して避難困難者の情報を共有したい。 ● 支部長会で意見を取りまとめて、コミュニティ会長会で各コミュニティ等に伝えていきたい。 <p><行政への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉課で手帳交付時に、丸亀市身体障害者福祉連合協会（福祉協）の案内をしてもらいたい。 ● 重度の避難困難者の情報は消防が把握しているはずなので、コミュニティ等と情報共有できないか。高齢者はある程度、情報把握できるが、若い人は特に困難。 |
| <p>子ども・ 子育て支援</p> | <p><遊び場・居場所・仲間></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仲間が集まれる居場所がほしい。 ● 近所に遊べる公園・広場がない。遊具が少ない。 ● 安全にボール遊びができる場所がない。 ● 雨の日の遊び場所に困る。 ● どこの公園で遊べばよいかわからない。 ● 近所に同じ年ごろの遊び友達がいない。 ● 友達の輪にうまく入れない。友達とうまく遊べない。 <p><子どもの性格・行動などの悩み></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 言う事を聞かない。 ● じっとしていない。 ● すぐ怒る。怒ったら物をなげる。怒ったらすぐ手が出る。 ● 落ちつきがない。集中力がない。 ● 力（チカラ）の加減ができない。乱暴。 ● 思いどおりにならないと思いでうりになるまで泣き叫ぶ。 <p><仕事との両立で困ること></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもとの時間をとりたいが、余裕がない。 ● 母親に余裕がない時に、子どもにイライラする時がある。 ● 習い事をさせたいけれど、時間が限られてできない。休みが不定期で習い事などがさせられない。 ● 土・日・祭日に仕事があり、預ける所が大変。 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>子ども・ 子育て支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と家事・育児の両立が難しい。 <p><必要な保育サービスや子育て支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休日保育がない（日・祝）。土曜保育の場所がもっとあったらいいのに…。 ● 買物中に、子どもをみてくれる託児所みたいな所がお店にあると助かる。 ● 急に用事ができた時に、子どもを預かってもらえる人がいたらいいと思う。 ● 病児保育施設に選択肢がない。 ● 土・日に、仕事以外でも気がねなく預ける場所が近くにない。 ● 子育て支援をしてくれる人たち（グループ）がわからない。 ● 自分の体調が悪いときなどに、面倒を見てくれる人が身近にいない。 ● プライバシーを守って相談にのってくれる人がいない。 ● ファミサポを充実してほしい。 ● 少しの時間でも子どもを見てもらえる人が近所にいたら助かる。 <p><子どもの安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪が起きた際のパトロール強化。 ● 小学生くらいの自転車にのっている子が多いから怖い。 ● 不審者情報が多すぎて心配。 ● 野良犬が多いので困る。 ● もう少し、あちこちに街灯などがほしい。 ● 車が通れる細道が多く、子どもを連れて歩くのが危い。 <p><地域行事・地域活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の掃除に、子どもが小さいので参加できない。もう少し配慮してほしい。罰金がある。 ● 子ども会がない。 ● 自治会で子どもが遊べる機会やイベントを増やしてほしい。 <p><近隣関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ● （分らないことなど）近所の人には聞かない。地域の方々に助けてほしいと思った（考えた）ことはない。 ● あいさつはするけど、どこの家の人か全くわからない。 ● 仕事をしているので、近所とのつながりが薄いため、情報共有ができていない。 ● 子どもが悪い事をしていたらおこってくれる人がいるので助かる。 ● 子どもネタでご近所さんと仲良くなる。 ● 近所の方と接する機会がない。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人だということで、差別されていないか心配。 ● 暴走族の騒音がうるさい。 ● タバコのポイ捨てなどマナーが悪い。 |
|-----------------------|---|

6. 用語説明

【アルファベット】

■DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含みます。

【あ行】

■インフォーマルサービス

非公式なサービス（支援）のこと。家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などを指します。これに対して、公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援をフォーマルサービスといいます。

■ウェルカム広場

妊婦さんや子育て中の親子が集まり、情報交換や身体計測、育児相談、親子遊び、参加者同士の交流、地域の人や母子保健推進員との交流などを行っています。

【か行】

■家具転倒防止器具設置支援事業

地震発生時等に家具の転倒による被害を軽減するため、80歳以上のひとり暮らしの方を対象に、居間・寝室にあるタンスなどへ家具転倒防止器具の設置を支援します。取り付けには、地域住民、自主防災会、ボランティア、民生委員児童委員、コミュニティ、など関係団体のもと、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を進めています。

■キーパーソン

一定の集団のなかで影響力の強い、鍵（キー）になる重要人物のことです。

■企業連携型巡回見守り活動

業務で家庭を巡回訪問している企業、丸亀市民生委員児童委員連絡協議会、丸亀市社会福祉協議会の三者が協定を結び、訪問時に異変を感じた時は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会に連絡するしくみのことです。

■救急医療情報キット（愛称「安心キット」）

高齢者や障がい者が、自宅で万一の事態に備えるための道具のこと。救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型、服薬内容、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を「安心カード」に自分で記載し、円筒形のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。万一の時に、かけつけた救急隊員等が冷蔵庫から取り出し、適切な救急医療活動のために活用します。

■協働

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動することです。

■共同募金運動

募金活動のひとつで、社会福祉法に定義される社会福祉事業。厚生労働大臣の告示により、毎年10月1日から12月31日までの3か月間とされており、12月については「歳末たすけあい運動」もあわせて実施しています。寄せられた募金は、「じぶんのまちを良くするしくみ」として子ども・高齢者・障がい者等に対する福祉の充実や、ボランティア、NPO等の地域福祉活動の推進のために使われています。また、共同募金運動の期間拡大として、1月1日から3月31日までの3か月間において、テーマ募金が行われています。社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組むために、NPO、ボランティア、テーマ募金実行委員会等が、自らが行う活動の趣旨を広く啓発し、住民の理解と共感に基づく募金活動です。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすることです。

■高齢者

65歳以上の人のことです。

その内、65歳から74歳までの人を前期高齢者、75歳以上の人を後期高齢者といいます。

■子どもSOS

子どもたちを不審者の犯罪から守るための緊急避難場所のこと。子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭や店舗にステッカーを貼っています。

■コミュニティソーシャルワーク

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域の支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことを指します。

【さ行】

■災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生後に、被災地において復旧活動（清掃活動、炊出し、避難所支援等）や復興活動（話し相手、心のケア等）を行うボランティアのことです。

■災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

■自主防災（自主防災組織）

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織のことです。

■自転車運転免許証交付制度

自転車利用者のルール・マナーの向上を図るため、自転車教室へ参加し、自転車の正しいルール、安全な運転方法等に関する学習を行った小中学生に「自転車運転免許証」を交付しています。

■市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度です。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補者として登録され、支援が必要な人がでたときに、家庭裁判所から選任される形をとります。

■社会福祉大会

社会福祉の発展に功績のあった方を表彰し、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及・推進を図っています。

■障がい者週間

障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間のこと。

障がい者週間（12月3日から9日）には、啓発ポスターの展示や障がい者スポーツの展示など様々な行事を実施しています。

■人権週間

国際連合は、昭和23（1948）年12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、12月10日を「世界人権デー」と定め、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。日本では12月4日から10日を「人権週間」と定めています。丸亀市においても、人権尊重意識の普及高揚を図るため、講演会等の啓発活動を行っています。

■人口ピラミッド

国や地域のある時点の年齢階層別人口を、男女を左右に分けて、低年齢層から高年齢層へと積み上げた図で、その形によって人口の年齢別構成を知ることができます。

■身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級となっています。

■生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めています。

■生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成 27 年度から始まる生活困窮者自立支援制度の施行に向け、全国 69 の自治体でモデル的に実施した事業のこと。丸亀市では平成 26 年 11 月から国の補助金で、自立相談支援センターあすたねっと、丸亀市（福祉課）、丸亀 NPO サポートセンターが連携して、生活困窮者の相談支援を行いました。

■生活支援配食サービス事業

調理が困難な高齢者世帯（70 歳以上で要介護 1 以上のひとり暮らし高齢者非課税世帯、または、70 歳以上で要支援 1 以上の高齢者のみの非課税世帯）に昼食を配達します。

■生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う事業の総称。貸付には、目的（使いみち）や世帯収入などに要件があります。

■精神障がい者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、精神障がいのある方が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により 1 級・2 級・3 級となっています。

■精神保健

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神障がいの予防と回復を目的とした場面で使われます。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより、本人の権利を守り支援する制度のことです。

【た行】

■地域包括支援センター

高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関のこと。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置されます。高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担っています。丸亀市には市直営の地域包括支援センターのほか、社会福祉法人に委託したランチが市内に 7 か所あります。

【な行】

■日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいがあるため、判断能力が十分でない方に対して、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理を行う事業です。